

4

日本の保育内容の変遷と発展

1 戦時体制下の保育内容

▷1 幼稚園令

保育内容にあたる保育項目として、従来の保育4項目に「観察」と「等」が加わり「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」となる。「遊戯」は自由遊戯（自由遊びにあたるもの）と律動遊戯（音楽や唱歌をともなった集団遊戯）とに分かれる。「唱歌」には、幼児にわかりやすい歌詞のものが取り入れられ、「観察」は、小学校における理科教育とは異なるものとして、名称などを形式的に教えたり暗記させるのではなく、ありのままに事物に直面して見聞を広める程度のものでよいとし、実際には飼育栽培などの実践が行われていた。「談話」の内容には、昔話、童話、科学的知識の話、教訓的な話、行事に関する話などが多く取り入れられた。「手技」では、恩物をそのまま用いることが少なくなり、折紙、切絵、豆細工などが盛んに取り入れられた。「等」については、各園がその実情に応じて先の5項目以外も含めて内容を選べるようにするために設けられたものである。

▷2 小学校が国民学校と名称を改め、その内容が国家権力の指示のままに改変されていったのに比べ、幼稚園への規制は比較的緩やかであったとされている。

倉橋惣三らの改革によって、少しずつ保育内容が恩物中心の保育から子どもに即したものと変わり、幼稚園についてはじめての独立した勅令「幼稚園令」⁴¹（1926（昭和2）年）が制定されていく中で、自由遊びも重視されるようになっていきます。しかし、1930年代後半から戦時体制に入り始め、戦局が厳しくなるとともに、国家の戦時体制は教育に大きな影響を与えていきました。1937（昭和12）年には、教育審議会が設けられ戦時体制下における保育についての審議がなされ、翌1938（昭和13）年には「幼稚園に関する要綱」⁴²が採択され、国家中心の国民的な幼稚園としての指針が打ち出されました。保育内容はしつけや体育などの鍛錬が重視され、また、「兵隊さんよありがとう」などの戦争に関する歌や共同遊戯がよく行われるようになりました。やがて空襲や物資の欠乏も激しくなるにつれて、幼稚園は戦時託児所に転換するなど、休園せざるをえなくなっていく園も増えていくなかで、敗戦を迎えました。

一方、保育所の前身である託児所も、戦時下になると、都市部の託児所、地方のいわゆる農繁期託児所などが急増し、さらには幼稚園の閉鎖に伴う戦時託児所としての統合などが増えていきました。保育内容も、幼稚園同様、鍛錬、訓練、国旗掲揚、国歌斉唱などがさかんに行われるようになり、戦時色の濃いものとならざるをえませんでした。

2 「保育要領」時代の保育内容

第二次世界大戦終結とともに、連合軍総司令部（GHQ）が設置され、日本の教育はアメリカ軍を中心とする連合国の支配下におかれ、国家主義的な教育の払拭がはかられました。1947（昭和22）年には、教育基本法、学校教育法が制定され、幼稚園は学校として位置づけられました。一方、託児所は、同年に「児童福祉法」が制定されると、「保育所」と改称され、児童福祉施設として位置づけられました。また、幼児保育の内容についての基準となる指導書を作成するため、幼児教育内容調査委員会が設置され、翌年（1948（昭和23）年）には、この委員会の手によって「保育要領」が作成され、戦後の新しい幼児教育の方向性を示す手引書として文部省が刊行しました。さらに厚生省では、1950（昭和25）年⁴³に「保育所運営要領」を刊行し、保育所の意義、役割などを明確にしました。

「保育要領」は、幼稚園における保育内容・方法の基準を示すとともに、保育所や家庭にも役立つように配慮されていました。また、幼児の生活全般を保育内容とし、それが幼児にとって楽しい経験であるとし、幼児の自発的な活動としての遊びを重視しました⁴。また、保育方法や日課についても、幼児期の特質に即しながら、幼児の生活、すなわち遊びを主体とした生活に応じたものとしていくことを強調し、幼稚園および保育所の一日の標準的な流れなども示しました。こうした考え方は、編集に携わった倉橋惣三の考え方が反映されていると捉えることができ、戦後の保育は、子どもに即した保育の実現に向けてスタートしていったと言えます⁵。

3 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の保育内容の変遷と発展

その後、1952（昭和27）年にサンフランシスコ平和条約が締結され、占領が終わる頃から、戦後の新教育施策への反省と検討がさかんに行われるようになっていきます。子どもの自発性を重視する教育に対する批判が強まり、保育現場でも系統性や計画性を重視する声が高まってきました。そうした中、文部省は1956（昭和31）年に「保育要領」を改訂し、「幼稚園教育要領」を刊行しました。「保育要領」が「保育の手引書」として示された試案的なものだったのに対して、「幼稚園教育要領」は、国の示す最低基準としての性格が与えられることになりました。保育内容は、小学校の教育内容との一貫性が強調されたことから、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作」の6領域として示され、「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」の内容が具体的に列挙されました。これらの領域は、小学校などの教科とは異なるとしていたにもかかわらず、保育現場では、小学校の教科のように扱う誤解が生じました。さらには、各領域に示されている事柄を実際の活動に無理に詰め込んだり、いくつかの領域の活動を単元としてまとめるといったことが頻繁に行われるようになりました。

そうした領域別に保育が行われている状況を打開すべく、1964（昭和39）年に「幼稚園教育要領」は改訂され、保育内容、教育課程を子どもの生活する姿からとらえ、総合的指導を行うという幼稚園教育の独自性をより明確にしようと、6領域に対し、「望ましい経験」ではなく「ねらい」を示しました。そして、それぞれの「ねらい」は「相互に密接な関連があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるものである」とされました。しかし、6領域名が旧教育要領（1956年版）と変わらなかったことや領域ごとの「ねらい」を達成することに力を注ぐことになったため、旧教育要領時代と変わらず保育内容を領域別に小学校の教科のように構成することは、依然として行われていました。そして、ねらいを達成するために望ましい活動を追い求め、保育者がそれを指導計画に位置づけ、計画的に展開していくといういわゆる「活動中心主義」の考え方が広まってきました。さらに、そうした中で、保育は子ども

▷3 1948（昭和23）年に、「児童福祉施設最低基準（現：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）」が定められ、保育所の設備、職員、保育時間（原則8時間）等について基準が明確にされた。保育内容については「健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする」（第35条）と示され、さらに「自由遊びは、音楽、リズム、絵画、制作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとする」とされたことから、文部省が作成した「保育要領」の趣旨にそったものであったことがわかる。

▷4 具体的な保育内容は、「楽しい幼児の経験」として、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、制作、自然観察、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居、健康教育、年中行事」の14項目をあげている。

▷5 「保育要領」の作成にあたっては、GHQ教育局の顧問であったヘレン・ヘファナン（Heffernan, H.）の部分的な示唆があったが、彼女はアメリカの進歩主義保育の流れを汲む人物であり、日本側の委員であった倉橋らの考え方と非常に近いものがあり、倉橋の保育論を十分に折り込む形でなされたと言える。

▷6 保育の原理として、保育所の機能が養護と教育とが一体となった営みであることを明らかにし、各年齢を7段階（1歳3か月未満、1歳3か月から2歳まで、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳）に区切って年齢ごとの「発達上のおもな特徴」「保育のねらい」「望ま

しいおもな活動」「指導上の留意事項」を具体的に示した。領域に関しては、「子どもの活動は総合的に行われているから、その活動をひとつの領域だけに限って取り扱うことは適切でない」「領域は、常に子どもの経験に即して関連性をもって考える必要がある」と、その考え方が示されていた。指導計画についても、「在所する各年齢の乳幼児の望ましい活動を選択し、配列し、また全体として一貫性をもったものとなるように作成されなければならない」として、その作成上の留意事項として、「ねらいの設定」「そのための望ましい活動の選択」「配列」という作成上の手順を示した。

7 この指針では保育内容については、6か月未満児が新たに設定され、6歳児までを8段階に区分し、年齢ごとに「発達の特徴」「ねらい」「内容」「配慮事項」が示された。この「ねらい」は「保育の目標をより具体化したもの」で、「子どもが保育所において安定した生活と充実した活動ができるようにするために、“保育が行わなければならない事項”および子どもの自発的、主体的な活動を保育が援助することにより、“子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項”である」としている。そして「内容」は「これらのねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保育が適切に行うべき“基礎的な事項”と“保育が援助する事項”を子どもの発達の側面から示したものである」としている。「基礎的な事項」とは、「生命保持及び情緒の安定に関わる事項」であ

の活動をいかに盛り上げて、スムーズに展開するかにのみ注意が注がれるようになっていました。

一方、保育所保育に関しても、1963（昭和38）年には「幼稚園と保育所との関係について」という文部・厚生両省の共同通知が出され、保育内容についての幼稚園と保育所の共通性が示され、幼稚園該当年齢の幼児に関しては、保育内容は「幼稚園教育要領に準ずる」ことが望ましいとされました。さらに2年後の1965（昭和40）年に厚生省は「保育所保育指針」を作成しました。これは、保育所独自の内容と幼稚園と共通の内容の両者を備えたものでした。しかし、「幼稚園教育要領」が法的拘束力を有しているものであったのに対して、「保育所保育指針」は保育所の保育内容の充実、質的向上を図る参考資料⁴⁶でした。この指針の発表以降、その趣旨を理解するために全国各地で「保母研修」が多く開かれました。しかしながら、幼稚園同様に、ねらいから演繹した望ましい経験や活動の選択・配列をすることが指導計画であり、それらを子どもにやらせるように指導するという考え方も少なくありませんでした。

また、1960年代以降、欧米の教育思想の移入や受験戦争などの社会状況の変化、商業主義の導入などに伴い保育内容も多様化し、人格形成の基礎を担う教育としてふさわしくない内容や方法が実践されていることも数多くみられるようになっていきました。

こうした状況を踏まえ、子どもに即した保育の実践化をめざして、幼稚園教育要領（1989（平成元）年改訂）と保育所保育指針（1990年（平成2）年改訂）は見直されることとなります。幼稚園教育要領では、「環境を通しての教育」が保育の基本であることが前面に打ち出されました。子どもの興味関心に基づいた環境を構成し、子どもが自らその環境にかかわって遊びを展開し、さまざまな経験をしていくことを通して、子どもの発達を支えていくことを、幼稚園教育の基本として示したのです。そのために重視する事項として、①幼児期にふさわしい生活の展開 ②遊びを通しての総合的指導 ③一人ひとりの発達の特性に応じた指導 の3点をあげています。保育内容については、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域にそれぞれねらいと内容とが示されました。とくに領域については、小学校の教科との違いを明確にし、子どもの発達を捉えるための視点として位置づけられました。ねらいは、「幼稚園修了までに育つことが期待される心情・意欲・態度」であり、内容は「ねらいを達成するために指導する事項」、子どもに身につけてほしい経験を抽象化したものとしました。そして、それらは、幼稚園の生活全体を通じて達成される必要があります。具体的な活動を通じて総合的に指導されるものであることが強調されました。こうしたことから1989（平成元）年の改訂は、日本の保育の原点である倉橋惣三の保育論に立ち返るものであるとも言われています。

一方、保育所保育指針では、保育所保育の特性である「養護と教育の一体

性」を改めて明示し、養護面や乳幼児保育の内容についての充実を図りました。環境による保育、遊びを通しての総合的指導、領域、ねらい、内容、指導計画についての基本的な考え方は、幼稚園教育要領と共通しています。違いは、「保育所保育指針」では「養護」の側面が強調されていることと、各年齢ごとに保育内容が詳細に示されている点にあります。⁴⁷

その後、幼稚園教育要領と保育所保育指針は、中央教育審議会や教育課程審議会の答申、保育ニーズの多様化、少子化問題、仕事と子育ての両立支援、地域社会における子育て支援の要請といった社会や時代の要請などに応える形で、それぞれ1998年と1999年に改訂（定）され、さらに2008年のそれぞれの改訂（定）によって、保育所保育指針が告示化され、保育の質の向上に努めることが強調されるなど、より充実、発展させられてきています。⁴⁸

4 子どもの姿から出発する保育を

これまでみてきたように、保育という営みは、その時代の社会状況などとの関係の中で、誕生し、また変容し続けていると言えます。

わが国の保育に関して言えば、当時の欧米諸国との関係から、外国の保育を模倣していくことから始まり、倉橋惣三らによって、子どもに即した保育内容、すなわち遊びを中心とした保育へと転換していく動きがありました。しかし、すでに述べたように、それらが本当の意味で実践されることは大変難しく、戦後の紆余曲折を経て、平成になり、今一度、保育の原点に戻り、子どもの視座から遊びを中心とした園生活を創造していくことが目指され続けています。

その一方で、系統的な知的学習を中心に据えた保育や早期能力開発を重視した保育、集団主義保育、外国から導入されたモンテッソリ保育やピアジェ（Piaget, J.）の理論に基づく保育、シュタイナー（Steiner, R.）保育など、さまざまな保育が展開されているのが現状です。さらには、少子化問題や子育て支援など、現在の社会状況が生み出すさまざまな課題が押し寄せてきています。そうした状況の中では、保育の当事者であるはずの子どもの立場が軽視されてはいないでしょうか。つまり、社会や親の要求に応えることばかりに目が向いていき、肝心の子どもの姿が置いてきぼりにされてしまう傾向も少なくないように感じるのです。

こうした保育を取り巻く状況の中では、私たち保育に携わっていく人たちが幼児期にふさわしい真の保育を追求し、確立していくことが必要不可欠でしょう。これから私たちが日々直面していくさまざまな問題が、今を生きる子どもたちにとってどのような意味をもつか吟味する視点を持ち、子どもの姿から出発する姿勢なくしては根本的な解決にはならないことを、先人たちが歩んできた道のりや改革への取り組みなど、すなわち今に繋がっている保育の歴史が、垣間見させてくれているのではないのでしょうか。（三谷大紀）

り、「保育が援助する事項」とは、「子どもが身につけることが望まれる事項」であり、子どもの発達側面から5つの領域（健康・環境・人間関係・言葉・表現）にわたって示している。

➤ 8 今回の保育指針の改定は、これまでの局長通知から、厚生労働大臣告示という位置づけとなり、保育所の役割と機能を社会的に重要なものとして認め、その社会的責任も非常に大きなものとされた。そして、「告示化」により、規範性のある基準としての性格が明確化された。それは、子どもの最善の利益を保障するための、各保育所が担うべき全国共通の基本的事項を定めたことになり（「大綱化」）、保育所において保つべき一定の水準が示されたことになる。

その一方で、保育の実施は、保育所の自主性や「創意工夫」が尊重されるという基本原則を打ち出している。こうした社会的に重要な役割が認められる保育所として、一定水準の保育を実現すると同時に各園の豊かな保育の個性を発揮するため、今回の指針では、保育の質の向上が強調され、「職員の資質向上」や「研修計画を体系的、計画的に作成する」ことや「自己評価」の実施、職員一人ひとりの自己研鑽、施設長の責務などについても言及されている。

なお、改定指針の要点としては、「保育所役割の明確化」「保育の内容の改善」「保護者支援」「保育の質を高める仕組み」の4点を挙げるができる。

⇒ [IV-5] も参照。

S E R I E S
ya

やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ

よくわかる
保育原理

第4版

子どもと保育総合研究所
森上史朗・大豆生田啓友編

ミネルヴァ書房